

裁 決

審査請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が平成 26 年 7 月 2 日付けで提起した生活保護開始決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、平成 26 年 6 月 10 日付け高福生通知第 6452 号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求める、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、次のとおりである。

請求人は、平成 26 年 6 月 11 日に生活保護開始決定通知書を受け取った際、
[REDACTED]（以下「病院」という。）に入院した 5 月 9 日からの生活保護決定ではなく、面接した同月 13 日から開始することになり、病院職員の説明により、同月 9 日から 12 日までの医療費の自己負担額 144,180 円が発生したことを知った。入院する前から [REDACTED] が悪く、[REDACTED] ができなくなり、同月 8 日に処分庁に相談したところ、処分庁から同病院へ行きなさいと言われ、同月 9 日の [REDACTED] の結果、即入院となった。入院時、請求人は、[REDACTED] が激しくて、病院職員に「処分庁に生活保護で助けてほしいことを言ってほしい。」と依頼し、病院職員は、同日の夕方に電話連絡したと聞いている。生活保護申請の意思を示したのは、病院職員が処分庁に代行申請した入院日である同月 9 日であり、保護の開始日が入院日である同日からでなく、面接日であ

る同月 13 日なのか納得できない。また、同月 13 日の面接日が生活保護の開始日となることについて、処分庁職員から説明を受けていない。

第2 認定事実

当庁が調査をしたところ、次の事実が認められる。

- 1 平成 26 年 5 月 8 日、請求人が処分庁に来庁し、[] が悪く病院を受診したいと相談があった。請求人は、[] かつ無保険であると申告があったため、生活保護制度の説明を行った。その際、請求人から生活保護の申請又は申請の意思表示はなく、病院を受診したいとの申出のみであったため、処分庁職員は、請求人に対し、処分庁から最も近い病院の無料・低額診療制度を紹介した。

請求人が退庁した数時間後、処分庁職員から病院に電話し、請求人が受診したことを確認した。併せて、翌日再度受診するよう請求人に伝えた旨の連絡もあった。

なお、請求人の生活保護申請の意思については、不明である。

- 2 平成 26 年 5 月 9 日、処分庁職員が、病院職員から、請求人が [] と診断され入院となったことや、生活保護の相談を希望していることを聞き取ったため、処分庁職員は、同月 12 日に再度電話で訪問日程を調整することを伝えた。
- 3 平成 26 年 5 月 12 日、処分庁職員が、病院職員に訪問日を翌 13 日とすることを電話で連絡した。
- 4 平成 26 年 5 月 13 日、処分庁職員 2 名が病院を訪問したところ、請求人から自筆で申請日を記載した保護の申請書が提出され、処分庁は同日付で申請を受理した。

第3 判断

- 1 生活保護の開始申請等については、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。
 - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 7 条に、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができる。」とある。
 - (2) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) 第 9 に、「生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。」とある。
 - (3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 9-1 に、保護の相談

における開始申請の取扱いについて、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと。」とある。

- (4) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第 9 の 1）に、「相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

保護の相談については、局長通知第 9-1 に基づき、相談者に対し、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護の意思を確認し、申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きを助言すべきであり、申請意思の取扱いについては、課長通知問（第 9 の 1）に基づき、多額の預貯金を有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合等を除き確認すべきものであるにもかかわらず、処分庁職員は、保護の相談の希望が伝えられた平成 26 年 5 月 9 日に申請意思の確認を行っておらず、また、上記第 2 の 4 によると、請求人から保護の申請書が提出された際にも、同月 9 日に保護の相談の希望があった経緯から保護の申請日について確認すべきであったが、それを怠り、面接日を申請日としているのは、局長通知第 9-1 及び課長通知問（第 9 の 1）に示された内容を踏まえると形式的な取扱いであり不当であると言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分について、法及び国の通知に基づき適正になされたと認められない。

第 4 結論

よって、本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）40 条 3 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 8 月 20 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

